

枚方市請負工事検査規程

平成 22 年 3 月 31 日

訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、法令及び枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号。以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、工事（小規模工事に関する契約規程（平成 23 年枚方市訓令第 7 号）第 2 条に規定する小規模工事を除く。以下同じ。）の請負契約に係る検査（規則第 51 条第 1 項に規定する検査をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査職員等)

第 2 条 契約金額が 2,000 万円以上の工事及び契約金額が 2,000 万円未満の工事のうち、検査主管課長が必要と認める工事（以下「対象工事」という。）の請負契約に係る検査（以下「対象工事の検査」という。）についての規則第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による検査職員（同条第 1 項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）の指名は、検査主管課の所属職員のうちから行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検査主管課長は、対象工事の集中その他の理由により所属職員による検査が困難又は不相当と認めたときは、契約主管部長に申し出て、他の部課の職員に対象工事の検査の事務応援を求めることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、検査主管課長は、対象工事の内容等により特に専門的な知識又は技能を必要とするときその他特に必要があるときは、職員以外の者に委託して対象工事の検査を行わせることができる。

(検査の種類)

第 3 条 対象工事の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 対象工事が完了したときに行う検査をいう。
- (2) 一部完成検査 対象工事の完了に先立って一部が完成し、かつ、当該工事の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分について行う検査をいう。
- (3) 既済部分検査 対象工事の既済部分について、部分払をしようとするときに行う検査をいう。
- (4) 中間検査 対象工事の施工中において、部分使用をするときに行う検査及び検査主管課長が必要と認めて随時に行う検査をいう。
- (5) 解除に伴う検査 対象工事に係る契約が解除されたときに行う出来形に対する検査をいう。

(検査の手続)

第 4 条 工事施行課長（工事を施行する課の長をいう。以下同じ。）は、対象工事の検査を受けようとするときは、あらかじめ当該検査を受けようとする日時について検査主管課長と調整した上、当該検査を受けようとする日の 4 日前までに、別に定める工事検査依

頼書その他必要な書類を検査主管課長に提出しなければならない。この場合において、当該検査が完了検査であるときは、当該工事検査依頼書その他必要な書類に工事成績評定書その他の工事成績に関する書類を添付しなければならない。

(検査の必要書類)

第5条 工事施行課長は、対象工事の検査を受ける際には、当該検査に必要な書類を準備しておかなければならない。

(検査の方法)

第6条 対象工事の検査は、工事の出来形等を工事請負契約書、設計図書その他の関係書類と照合し、その適否を判定するものとする。

2 対象工事の検査には、次に掲げる者が立ち会うものとする。

(1) 当該対象工事の総括監督員及び監督員

(2) 当該対象工事の受注者又は受注者の現場代理人

(3) 当該対象工事の主任技術者又は監理技術者

3 前2項に定めるもののほか、対象工事の検査の方法について必要な事項は、検査主管課長が別に定める。

(検査の一時中止)

第7条 検査職員は、次のいずれかに該当するときは、検査を一時中止することができる。

(1) 対象工事の検査に際し、受注者が検査職員の指示に従わず、又は当該検査の執行を妨害したとき。

(2) その他検査の執行が不可能と認められるとき。

(修補の指示等)

第8条 検査職員は、対象工事の検査(解除に伴う検査を除く。以下この条において同じ。)の結果が請負契約の内容に適合しないものであると認めるときは、期限を定めて、工事の受注者に修補の指示をするとともに、その旨を総括監督員に通知しなければならない。

2 修補の指示は、別に定める修補指示書により行うものとする。ただし、軽微なものについては、口頭によることができる。

3 総括監督員は、修補が完了したときは、別に定める修補報告書を検査職員に提出しなければならない。

4 検査職員は、前項の規定による修補報告書の提出があったときは、軽微な修補の場合を除き、再度、対象工事の検査を行うものとする。

(検査台帳)

第9条 検査職員は、別に定める検査台帳を作成し、対象工事の検査の経過を明らかにしておかなければならない。

(工事成績の評定)

第10条 検査職員は、完了検査を終了したときは、市長が特に必要がないと認めた場合を除き、工事成績の評定を行わなければならない。

(調書の作成)

第 11 条 検査職員は、対象工事の検査を終了したときは、別に定める工事検査調書を作成しなければならない。

(検査結果の報告等)

第 12 条 検査職員は、対象工事の検査の結果、契約の内容に適合していると認めるときは、速やかに、前条の工事検査調書により契約主管部長に報告しなければならない。

2 検査職員は、前項の規定による報告を行ったときは、速やかに、当該工事検査調書の写しを送付することにより、検査結果を監督職員に通知しなければならない。

(検査結果の通知)

第 13 条 対象工事の検査の結果、市長が合格と認めた場合に工事の受注者に交付する書類は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるものとする。

(1) 契約金額が 500 万円以上の工事に係る完了検査 別に定める完了検査結果及び工事成績評定結果通知書

(2) 契約金額が 500 万円未満の工事に係る完了検査 別に定める完了検査結果通知書

(3) 一部完成検査 別に定める一部完成検査結果通知書

(4) 既済部分検査 別に定める既済部分検査結果通知書

2 前項の規定による書類の交付は、当該書類の作成後、速やかに行うものとする。

(対象工事以外の工事の請負契約に係る検査)

第 14 条 対象工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の請負契約に係る検査（以下「一般工事の検査」という。）についての規則第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による検査職員の指名は、検査実施課（工事施行課長の依頼に基づき一般工事の検査を行う課をいう。）の所属職員（主任以上の職にある技術職員に限る。次項において同じ。）のうちから行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事施行課長が、やむを得ない事情があると認めるときは、一般工事の検査についての規則第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定による検査職員の指名は、工事施行部長（工事を施行する課の属する部の長をいう。）の承認を得た上、工事を施行する課の所属職員のうちから行うことができる。

3 第 3 条から前条までの規定は、一般工事の検査の実施について準用する。この場合において、第 4 条中「検査主管課長」とあるのは「検査実施課長（工事施行課長の依頼に基づき一般工事の検査を行う課の長をいう。以下同じ。）（第 14 条第 2 項の規定により検査職員を指名した場合にあっては、工事施行課長。第 12 条第 1 項において同じ。）」と、第 12 条第 1 項中「契約主管部長」とあるのは「検査実施課長」と読み替えるものとする。

(補則)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 23 年 3 月 31 日訓令第 6 号〕

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 25 年 3 月 28 日訓令第 5 号〕

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 3 年 3 月 31 日公布〕

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。